

# 国内募集型企业旅行条件書

(お申込みいただく前に、この条件書をお読みください。)

観光庁長官登録旅行業第 2 1 3 6 号 日本旅行業協会正会員

旅行企画・実施 **株式会社 メディアシップ・ブランド**

**旅行センター**  
〒950-8535 新潟市中央区万代3丁目1-1  
☎(025)385-7692

### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 2. 募集型企业旅行契約

(1)この旅行は、株式会社メディアシップ・ブランド(以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企业旅行契約(以下「旅行契約」という。))を締結することになります。

(2)当社はお客様が当社定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。))の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することを引き受けず。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」という。))及び、当社旅行業約款募集型企业旅行契約の約款(以下「当社約款」という。))によります。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社にて必要事項をお申出のうえ、パンフレット、ホームページに記載した申込書を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込書は旅行代金をお支払いいただくまでに、その一部として繰り入れれます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)-1 当社は電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受けけることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取扱います。

2 インターネットでの予約・店舗でお支払いをする場合には、当社が発した予約承諾通知が到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みなかったものとして取扱います。

(3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネットでお申込みの場合、申込金のお支払い後、当社が発したお客様との旅行契約を承諾する通知がお客様に到達したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

### (4) 団体・グループ契約

1 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」という。))を定めて申し込んだ募集型企业旅行契約の締結については、本項(4)の2～5の規定を適用します。

2 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」という。))の募集型企业旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。

3 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

4 当社は、契約責任者が構成員に対して現に良い、又は将来良いことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

5 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### 3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であったり、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下、「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただく期間(以下、「ウェイティング期間」といいます。))を確認の上、申込書と申込金相当額を提出いただきます。その時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社は、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社が本項(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発したとき(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達したとき。))に成立するものとします。

(4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出が取消料対象期間にあったとしても当社は取消料をいたしません。

### 4. お申込み条件

(1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りするのをご案内いたします。

(4)お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が、悪酔いを流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務妨害をするなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)慢性疾患をお持ちの方、参加をお断りする場合があります。方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など個別の配慮を必要とする方など、の旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能なかつ合理的な範囲内で対応いたします。この場合、お客様から申し出しに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様が負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者、又は同業者の同行などを条件としてさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない旅行をご案内する

るか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(7)当社は、本項(2)⑥の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、本項(2)⑥にお申込みの日から、本項(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受けずる場合があります。

(10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

### 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する詳細情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

### 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。))や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

### 7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示していただきます。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第4項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項「変更補償金」の額の算出の基となります。募集広告、ホームページ又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)」として表示した金額プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

### 8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程中に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料、拝観料等及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な付。

(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(特定の重量・容・個数を超える分について)

(2)空港施設使用料。(パンフレット、ホームページに明示した場合を除きます。)

(3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(4)ご希望のよ参加されるオプションナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)

### 10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

(1)パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプの「グレードアップのための追加代金

(2)「食事しないプラン」等を基本とした「食事つきプラン」等の差額代金。

(3)パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の追加代金。

(4)パンフレット、ホームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。

(5)その他パンフレット、ホームページで「××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望を受けずる旨がパンフレット、ホームページなどに記載した場合の追加代金内容)。

### 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にふらしない運送サービスの提供その他の不可抗力事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため仕方を得ないときは、お客様にあらかじめ連やかも当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び止むべき事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

### 12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の種別の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 13. お客様の契約

お客様は、当社が承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額を支いただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に発生する費用を請求する場合があります。)) また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときとさせていただきます。以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の安全に配慮しない等理由により、交替をお断りする場合があります。

### 14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

※取消料対象前日の解除であっても申込金等の返金に伴う振込手数料や現金書留の費用はお客様のご負担となります。

表)取消料		
旅行契約の解除日	取 消 料 (お一人様)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊を伴う旅行及び右記欄外旅行以外	日帰り旅行(夜行含む)
21 日目にあたる日以降の解除	無料	無料
20 日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
7 日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金40%	旅行代金40%
当日の解除	旅行代金50%	旅行代金50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

航空会社が設定する航空券(募集型企业旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない)の額を1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。)を利用する募集型企业旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、私腹手数料その他の航空運送契約に関する費用(以下、総称し「航空券取消料」といいます。))の条件(以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。))及び金額を明示したものを。

旅行契約の解除日		取 消 料 (お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	航空券において個人包括旅行運賃利用	
21日目にあたる日以降の解除	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額(以下「旅行契約解除時の航空券取消料」といいます。))以内	
20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
当日の解除	旅行代金の50%以内又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内	
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

貸切チャーター船を利用する旅行契約の場合は、下記船舶取消料(飛鳥IIグループも含む)の規定によります。

解 除 時 期 等	取 消 料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10%	
	60～31日目	20%
	30～21日目	30%
	20～3日目	40%
前々日、前日、当日(旅行開始前)	50%	
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	100%	

(2)当社の責任とならぬ原因の取扱いの事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないと、または当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料を支いただきます。

(4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取り消しおよび、所定の取消料を収受します。

### 15. 旅行開始前の解除

#### (1) お客様の解除権

① お客様はパンフレット、ホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

② お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はこれらによるお客様の利益が極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に未だ履行した旅行実施が不可能となったとき。

#### (2) 当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)④に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当するときに判明したとき。

c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。

e. お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条

